神奈川行政書士政治連盟規約施行規則

（目　　的）

第 1 条　この規則は、神奈川行政書士政治連盟（以下「本連盟」という。）規約第４０条第１項の規定に基づき、本連盟の運営を円滑に行うために必要な事項を定める。

（正副会長会）

第 2 条　会務の執行に関する事項を協議するため、本連盟に正副会長会を置く。

２　正副会長会は、会長、副会長、幹事長及び副幹事長をもって構成する。

３　正副会長会は、必要に応じて会長が招集する。

４　会長は、必要がある場合には、正副会長会の構成員以外の者に出席を求めることができる。

（支部長会への出席）

第 3 条　会長、副会長、幹事長及び副幹事長は、支部長会に出席して意見を述べることができる。

２　支部長会代表は、必要がある場合には、支部長会の構成員以外の者に出席を求めることができる。

（支部長会の報告）

第 4 条　支部長会代表は、支部長会を開催したときは、速やかに議事の経過の要領及びその結果並びに出席者の数を書面で会長に報告しなければならない。

２　会長は、支部長会の概要を幹事会に報告するものとする。

（委員長等の解嘱）

第 5 条　会長は、委員長、副委員長又は委員（以下「委員長等」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、幹事会の議決を経て、これを解嘱することができる。

（1）　会員の資格を失ったとき

（2）　辞任の申出があったとき

（3）　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

（4）　職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき

（5）　委員長等たるにふさわしくない非行があったとき

（委員会への出席）

第 6 条　会長、副会長、幹事長及び副幹事長は、委員会に出席して意見を述べることができる。

２　委員長は、必要がある場合には、委員会構成員以外の者に出席を求めることができる。

（委員会の報告）

第 7 条　委員長は、委員会の開催その他の活動をしたときは、速やかにその経過の要領及び結果並びに出席者を書面で会長に報告しなければならない。

（収支報告書）

第 8 条　会計責任者及び会計副責任者は、本連盟の会計をつかさどるほか、政治資金規正法に基づき収支報告書を作成し提出する。

（顧問の委嘱）

第 9 条　顧問は、国会議員又は神奈川県議会議員の中から委嘱する。

（入　　会）

第１０条　神奈川県行政書士会に入会している個人会員は、本連盟に入会することができる。

２　入会を希望する者は、入会届（第１号様式）を本連盟に提出しなければならない。

（会員名簿）

第１１条　本連盟は、会員名簿を備える。

（会費の納入）

第１２条　会費は、年額１２，０００円とし、納期は４月１７日とする。

２　会費は、会員が指定した郵便局の登録口座から振替により納入するものとする。

３　年度途中において新たに会員となった者の会費の納入については、その年度分の会費を会員となった翌月から月割で入会のとき納入するものとし、次年度からの会費納入は前２項の規定によるものとする。

（未 納 者）

第１３条　残高不足等により会費未納となった場合は、会員は速やかに当該会費を本連盟指定の郵便局の口座へ振り込みしなければならない。

（督　　促）

第１４条　前条の規定にかかわらず、会員が会費を納入しない場合は、会長は会費納入督促書により速やかに当該会員に対し督促をするものとする。

（退　　会）

第１５条　会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、本連盟を退会する。

（１）　会員の資格を失ったとき

（２）　退会届（第２号様式）を提出し、受理されたとき

（３）　神奈川県行政書士会会則第１５条第１項第３号の処分を受けたとき

附　　則

１　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

２　この規則の施行をもって「神奈川行政書士政治連盟規約施行細則」を廃止する。

附　　則

この規則は、平成３０年５月２３日から施行する。

附　　則

この規則は、平成３１年１月１日から施行する。

附　　則

この規則は、令和５年９月２７日から施行する。

第１号様式（第１０条第２項関係）

入　　会　　届

年　　月　　日

神奈川行政書士政治連盟会長　殿

氏　名　　㊞

神奈川行政書士政治連盟規約施行規則第１０条第２項の規定により入会届を提出します。

<table>
<tr><td>ふりがな</td><td colspan="2"></td><td>性　　別</td><td>男　　女</td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="2"></td><td>生年月日</td><td>昭
平　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">住　　所</td><td colspan="4">（〒　　）　　電　　話　　（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">事務所の
所 在 地</td><td colspan="4">（〒　　）　　電　　話　　（　　）
携帯番号　　（　　）
Ｆ Ａ Ｘ　　（　　）
Ｅ-ｍａｉｌ</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>行政書士
登録番号</td><td>※
第　　号</td><td>神奈川県行政書士会
会　員　番　号</td><td colspan="2">※
第　　号</td></tr>
</table>

※欄は、わかっている場合は、記入してください。

第２号様式（第１５条第２号関係）

退　　会　　届

年　　月　　日

神奈川行政書士政治連盟会長　殿

氏　名　　職印

私は、　　年　　月　　日をもって貴連盟を退会しますので、神奈川行政書士政治連盟規約施行規則第１５条第２号の規定により退会届を提出します。

氏　　名		支部名	
事務所の所在地	（〒　　）		
退会の理由			